

四半期報告書

(第203期第1四半期)

株式会社
山形銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月6日

【四半期会計期間】 第203期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）

【会社名】 株式会社山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉 茂

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【電話番号】 山形(023)623局1221番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 永 井 悟

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番16号
株式会社山形銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3567局1868番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 那 須 洋 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社山形銀行 東京支店
(東京都中央区京橋二丁目5番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度 第1四半期連結 累計期間	平成26年度 第1四半期連結 累計期間	平成25年度
		(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	百万円	12,877	11,898	45,738
経常利益	百万円	3,904	3,655	11,203
四半期純利益	百万円	2,350	2,236	—
当期純利益	百万円	—	—	6,331
四半期包括利益	百万円	837	3,985	—
包括利益	百万円	—	—	8,840
純資産額	百万円	134,168	141,881	141,682
総資産額	百万円	2,286,403	2,356,196	2,379,310
1株当たり四半期純利益金額	円	13.79	13.50	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	37.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	—	12.37	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	5.6	5.7	5.7

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成25年度第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 平成25年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
5. 自己資本比率は、((四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末少数株主持分) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更および新たに発生したリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

連結財政状態につきまして、貸出金の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比では季節的要因により減少しておりますが、引き続きお客様の資金ニーズに積極的にお応えした結果、1兆3,964億円となりました（前連結会計年度末比128億円減少、前第1四半期連結会計期間末比695億円増加）。預金等の当第1四半期連結会計期間末残高は、個人預金を中心に堅調に推移し、2兆1,209億円となりました（前連結会計年度末比16億円増加、前第1四半期連結会計期間末比420億円増加）。

連結経営成績につきまして、当第1四半期連結累計期間の経常収益は、国債等債券売却益の減少などから、118億98百万円（前第1四半期連結累計期間比9億79百万円減少）となりました。

経常費用は、国債等債券売却損の減少を主因に、82億42百万円（同7億31百万円減少）となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経常利益は36億55百万円（同2億48百万円減少）、四半期純利益は22億36百万円（同1億13百万円減少）となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント業績は、銀行業では、経常収益は103億48百万円（前第1四半期連結累計期間比8億89百万円減少）となり、セグメント利益は34億92百万円（同2億22百万円減少）となりました。リース業では、経常収益は11億82百万円（同89百万円減少）となり、セグメント利益は26百万円（同11百万円減少）となりました。また、その他の事業では、経常収益は6億12百万円（同26百万円増加）となり、セグメント利益は1億43百万円（同14百万円減少）となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

国内・国際業務部門別収支

(国内業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が63億45百万円（前第1四半期連結累計期間比2億60百万円減少）、資金調達費用が6億56百万円（同74百万円減少）となったことから、56億88百万円（同1億85百万円減少）となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が17億45百万円（同46百万円減少）、役務取引等費用が5億63百万円（同11百万円増加）となったことから、11億81百万円（同57百万円減少）となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が28億11百万円（同6億49百万円減少）、その他業務費用が11億11百万円（同5億20百万円減少）となったことから、16億99百万円（同1億29百万円減少）となりました。

(国際業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が3億25百万円（同24百万円増加）、資金調達費用が57百万円（同24百万円減少）となったことから、2億67百万円（同48百万円増加）となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が12百万円（同1百万円増加）、役務取引等費用が7百万円（同0百万円増加）となったことから、4百万円（同1百万円増加）となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が1億30百万円（同1億3百万円増加）、その他業務費用が3百万円（同3百万円増加）となったことから、1億27百万円（同1億円増加）となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	5,874	218	—	6,092
	当第1四半期連結累計期間	5,688	267	—	5,956
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	6,605	301	50	6,856
	当第1四半期連結累計期間	6,345	325	34	6,636
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	731	82	50	764
	当第1四半期連結累計期間	656	57	34	680
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,238	3	—	1,242
	当第1四半期連結累計期間	1,181	4	—	1,186
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,791	11	—	1,802
	当第1四半期連結累計期間	1,745	12	—	1,757
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	552	7	—	559
	当第1四半期連結累計期間	563	7	—	571
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	1,828	27	—	1,855
	当第1四半期連結累計期間	1,699	127	—	1,827
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	3,460	27	—	3,487
	当第1四半期連結累計期間	2,811	130	—	2,941
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	1,632	—	—	1,632
	当第1四半期連結累計期間	1,111	3	—	1,114

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内（連結）子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際」に含めております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「国際」の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は17億45百万円（前第1四半期連結累計期間比46百万円減少）となりました。役務取引等費用は5億63百万円（同11百万円増加）となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は主に為替取引で構成されており、12百万円（同1百万円増加）となりました。役務取引等費用は7百万円（同0百万円増加）となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,791	11	—	1,802
	当第1四半期連結累計期間	1,745	12	—	1,757
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	176	—	—	176
	当第1四半期連結累計期間	194	—	—	194
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	383	10	—	394
	当第1四半期連結累計期間	376	12	—	388
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	21	—	—	21
	当第1四半期連結累計期間	48	—	—	48
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	245	—	—	245
	当第1四半期連結累計期間	211	—	—	211
うち保護預り 貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	51	—	—	51
	当第1四半期連結累計期間	50	—	—	50
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	122	0	—	123
	当第1四半期連結累計期間	122	0	—	122
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	552	7	—	559
	当第1四半期連結累計期間	563	7	—	571
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	81	4	—	86
	当第1四半期連結累計期間	82	4	—	86

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内（連結）子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際」に含めておりません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,949,834	4,760	—	1,954,594
	当第1四半期連結会計期間	1,968,142	5,548	—	1,973,690
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,029,476	—	—	1,029,476
	当第1四半期連結会計期間	1,051,361	—	—	1,051,361
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	906,352	—	—	906,352
	当第1四半期連結会計期間	892,878	—	—	892,878
うちその他	前第1四半期連結会計期間	14,005	4,760	—	18,765
	当第1四半期連結会計期間	23,902	5,548	—	29,451
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	124,251	—	—	124,251
	当第1四半期連結会計期間	147,220	—	—	147,220
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,074,085	4,760	—	2,078,846
	当第1四半期連結会計期間	2,115,362	5,548	—	2,120,911

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際」に含めております。

3. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

4. 定期性預金=定期預金+定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,326,904	100.00	1,396,476	100.00
製造業	164,514	12.40	168,904	12.09
農業、林業	4,147	0.31	4,299	0.31
漁業	100	0.01	532	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	209	0.01	365	0.03
建設業	39,734	2.99	40,660	2.91
電気・ガス・熱供給・水道業	21,717	1.64	24,308	1.74
情報通信業	5,402	0.41	7,054	0.50
運輸業、郵便業	20,176	1.52	22,182	1.59
卸売業、小売業	153,419	11.56	154,391	11.06
金融業、保険業	64,987	4.90	85,616	6.13
不動産業、物品賃貸業	125,390	9.45	131,721	9.43
各種サービス業	90,227	6.80	89,106	6.38
地方公共団体	261,510	19.71	284,822	20.40
その他	375,362	28.29	382,504	27.39
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,326,904	—	1,396,476	—

(注) 「国内」とは、当行および国内(連結)子会社であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,350,000
計	298,350,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	170,000,000	170,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	170,000,000	170,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第1四半期会計期間において、新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の内容は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成26年4月22日発行)	
決議年月日	平成26年4月2日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,646,365株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	5.09米ドル(注2)
新株予約権の行使期間	平成26年5月6日～ 平成31年4月8日(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当行は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

2 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初転換価額は5.09米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年4月8日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権付社債の要項の定めに従い当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 平成31年1月22日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、平成31年1月1日に開始する四半期)に関しては、平成31年1月22日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

- 7 (1) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数は、同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(注)2と同様の調整に服する。

- (i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5(2)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年5月30日 (注)	△2,000	170,000	—	12,008	—	4,932

(注) 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,536,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,891,000	168,891	—
単元未満株式	普通株式 1,573,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	172,000,000	—	—
総株主の議決権	—	168,891	—

(注) 平成26年5月15日開催の取締役会決議により、平成26年5月30日付で自己株式の消却を行いました。これにより株式数は2,000,000株減少し、当第1四半期会計期間末の発行済株式総数は170,000,000株となっております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目 1番2号	1,536,000	—	1,536,000	0.89
計	—	1,536,000	—	1,536,000	0.89

(注) 平成26年6月30日現在の所有株式数の合計は6,474,000株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.81%であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
現金預け金	37,502	53,788
コールローン及び買入手形	18,683	21,446
買入金銭債権	10,285	10,455
商品有価証券	57	62
金銭の信託	—	424
有価証券	854,183	824,639
貸出金	※1 1,409,351	※1 1,396,476
外国為替	1,510	1,096
その他資産	20,936	21,253
有形固定資産	13,461	13,651
無形固定資産	1,201	1,152
退職給付に係る資産	—	375
繰延税金資産	418	417
支払承諾見返	19,764	18,971
貸倒引当金	△8,045	△8,015
資産の部合計	2,379,310	2,356,196
負債の部		
預金	2,019,521	1,973,690
譲渡性預金	99,723	147,220
債券貸借取引受入担保金	21,204	7,984
借入金	49,429	29,148
外国為替	55	80
新株予約権付社債	—	10,136
その他負債	18,895	17,269
役員賞与引当金	20	—
退職給付に係る負債	684	41
役員退職慰労引当金	305	281
睡眠預金払戻損失引当金	158	158
偶発損失引当金	225	202
利息返還損失引当金	218	217
繰延税金負債	5,834	7,328
再評価に係る繰延税金負債	1,586	1,584
支払承諾	19,764	18,971
負債の部合計	2,237,627	2,214,315
純資産の部		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	4,939	4,934
利益剰余金	101,464	102,003
自己株式	△828	△2,932
株主資本合計	117,583	116,013
その他有価証券評価差額金	18,333	19,678
繰延ヘッジ損益	△2,370	△2,711
土地再評価差額金	1,073	1,103
退職給付に係る調整累計額	28	677
その他の包括利益累計額合計	17,063	18,746
少数株主持分	7,034	7,120
純資産の部合計	141,682	141,881
負債及び純資産の部合計	2,379,310	2,356,196

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
経常収益	12,877	11,898
資金運用収益	6,856	6,636
(うち貸出金利息)	4,793	4,710
(うち有価証券利息配当金)	1,991	1,863
役務取引等収益	1,802	1,757
その他業務収益	3,487	2,941
その他経常収益	※1 730	※1 562
経常費用	8,973	8,242
資金調達費用	764	680
(うち預金利息)	434	344
役務取引等費用	559	571
その他業務費用	1,632	1,114
営業経費	5,954	5,803
その他経常費用	62	72
経常利益	3,904	3,655
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	2	121
固定資産処分損	2	92
減損損失	—	28
税金等調整前四半期純利益	3,901	3,534
法人税、住民税及び事業税	564	497
法人税等調整額	883	707
法人税等合計	1,448	1,204
少数株主損益調整前四半期純利益	2,453	2,329
少数株主利益	103	93
四半期純利益	2,350	2,236

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,453	2,329
その他の包括利益	△1,616	1,655
その他有価証券評価差額金	△2,617	1,347
繰延ヘッジ損益	1,001	△340
退職給付に係る調整額	—	648
四半期包括利益	837	3,985
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	733	3,889
少数株主に係る四半期包括利益	103	95

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に対応する単一の割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が291百万円増加し、利益剰余金が189百万円減少しております。なお、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
破綻先債権額	2,483百万円	2,387百万円
延滞債権額	17,724百万円	17,007百万円
3ヵ月以上延滞債権額	54百万円	55百万円
貸出条件緩和債権額	2,034百万円	2,481百万円
合計額	22,298百万円	21,931百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸倒引当金戻入益	226百万円	34百万円
償却債権取立益	3百万円	3百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	278百万円	272百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	511	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	511	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当行は、平成26年4月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として市場買付けを行うことを決議し実施いたしました。この自己株式の取得および単元未満株式の買取りにより、当第1四半期連結累計期間において自己株式が3,076百万円増加しております。

また、平成26年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、平成26年5月30日付で普通株式2,000,000株を消却いたしました。これにより、当第1四半期連結累計期間において資本剰余金5百万円、利益剰余金967百万円および自己株式972百万円がそれぞれ減少しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における自己株式は2,932百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	11,205	1,242	12,447	436	12,884	△6	12,877
セグメント間の 内部経常収益	32	29	61	150	211	△211	—
計	11,237	1,271	12,509	586	13,096	△218	12,877
セグメント利益	3,714	37	3,752	158	3,910	△6	3,904

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていないセグメントであり、事務代行業、信用保証業、データ処理業、クレジットカード事業、ベンチャーキャピタル業等であります。
3. 外部顧客に対する経常収益の調整額△6百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額の調整額であります。
4. セグメント利益は四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△6百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	10,306	1,152	11,458	461	11,919	△21	11,898
セグメント間の 内部経常収益	42	30	72	151	223	△223	—
計	10,348	1,182	11,530	612	12,143	△244	11,898
セグメント利益	3,492	26	3,518	143	3,662	△6	3,655

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていないセグメントであり、事務代行業、信用保証業、データ処理業、クレジットカード事業、ベンチャーキャピタル業等であります。
3. 外部顧客に対する経常収益の調整額△21百万円は、「銀行業」及び「その他」の貸倒引当金繰入額の調整額であります。
4. セグメント利益は四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△6百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「銀行業」において稼働資産の減損処理を行っております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、28百万円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、「銀行業」の退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

当該変更による「銀行業」のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(有価証券関係)

※ 1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

※ 2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	8,609	8,699	90
その他	—	—	—
合計	8,609	8,699	90

当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)

	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	8,668	8,767	99
その他	—	—	—
合計	8,668	8,767	99

2. その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	21,006	33,256	12,250
債券	679,083	691,193	12,109
国債	464,010	469,697	5,687
地方債	125,373	130,146	4,773
社債	89,699	91,349	1,649
その他	117,949	121,670	3,720
合計	818,040	846,120	28,080

当第1四半期連結会計期間（平成26年6月30日）

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	20,978	35,032	14,053
債券	618,066	629,717	11,650
国債	394,163	399,211	5,048
地方債	128,520	133,400	4,879
社債	95,382	97,105	1,723
その他	146,713	151,157	4,444
合計	785,758	815,907	30,148

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比して著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、4百万円（うち、株式4百万円）であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当第1四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	13.79	13.50
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	2,350	2,236
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	2,350	2,236
普通株式の期中平均株式数	千株	170,480	165,700
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	—	12.37
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	15,112
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 4 日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 嶋 清 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月6日

【会社名】 株式会社山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉 茂

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社山形銀行 東京支店
(東京都中央区京橋二丁目5番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取長谷川吉茂は、当行の第203期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。